

県立小田原養護学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育室	照明設備	土曜、日曜、 休日	午前8時30分から 午後5時00分まで
運動場	なし	土曜、日曜、 休日	午前8時30分から 午後5時00分まで
附属施設(トイレ、洗面所、その他)			

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月の初日から15日までの間に、施設利用申込書(様式1)により県立小田原養護学校長に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

- ア 申込みの際には、利用責任者を指定してください。
- イ 当年度初めて利用申込みをするとき及び記載内容に変更が生じたときには、必ず利用者名簿を提出してください。
- ウ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- エ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

※ 5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 利用をされる団体の代表の方又は個人は、利用当日に施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、施設管理員にお見せください。
- イ 県立学校は全面禁煙です。
- ウ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- エ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員(又は利用者の中から指定されている利用責任者)の確認を得てください。
- オ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員(又は利用責任者)及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- カ 利用中は門扉を閉めてください。
- キ 自動体外式除細動器(AED)は事務室に設置されております。心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、必要とされる際には施設管理員にお申出ください。
- ク 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、施設管理員に連絡など)。
- ケ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- サ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。